

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 教えていただきたいのですが、41ページ。歳入とも関係してまいりますが、1件30万円から80万円の制度が変わったというその詳しい内容と、何年間かは据え置くとかありましたよね。では取り敢えずこの制度が変わった点を詳しく教えていただきたい。またそれによって医療費がどのように変わっていくのか見通しができる積算のようなものがあれば、委員会なりに資料をお願いしたいと思いますが、取り敢えず今は変わった点を教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 みゆき議員のご質問にお答えします。まず保険財政共同安定化事業の事業説明を先にします。法文解説の手引きで、これを端折って説明いたします。まずこの事業の目的等ですが、医療技術の高度化や医療供給体制の整備に伴い、高額な医療費の発生件数は年々増加していると、小規模保険者を中心に医療保険各保険者の財政運営の不安定な要因になっていると、このような高額医療費の発生による影響を緩和するために昭和58年度からこの制度ができています。この制度は、各都道府県の国民健康保険団体連合会が実施主体として行われる高額な医療費に対する再保険的な事業ということです。小規模保険者のほうが影響を受けるということでこういう制度ができています。平成18年度の10月からは市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るために、保険財政共同安定化事業が創設されたということです。この30万円から80万円のところが平成18年度からスタートしたということです。こちらは平成30年から市町村の保険から都道府県単一の保険になることも踏まえての事業でございます。予算書7ページ、8ページを開いていただきたいのですが、歳出で7款の共同事業拠出金15億2,483万4,000円。歳入では8款、共同事業交付金。ほぼ同じ額ですね。南風原町はこれだけ高額と共同安定化事業に拠出して、国保連合会からまたこのまま同額が返ってきます。南風原町は、ここ数年、歳出より歳入が多い状態がありますが、当初予算ではそのとおり組んであるということです。あくまでもこういう精算の仕方をするということで、医療費が安いとか高いとかそれは関係なく、県全体でなるべく回せるような制度に移るという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 1つ教えてください。説明の中で18ページの高額医療費共同事業交付金の金額と41ページのコストが合わないかと思っているので、ここの説明をお願いします。

平成27年第1回定例会3月5日

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まず18ページの歳入の1目、2目、高額と共同安定化がありますが、41ページの1目は1,000円違ってきますね。2目は一緒です。そして41ページには3目、4目で事務費が入っていますが、これは予算の繰入れ、繰出し等いろいろあって1,000円の調整額が入っているということでご理解をお願いしたいと思います。基本的には同額という考え方でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第12号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。